

- 川口プライド条例の趣旨に合わない場合
- 氏名、住所、連絡先の記載がない場合又は誤りがあると認められる場合
- 提出者が匿名、架空の名義又は他人のなりすましと認められる場合
- 趣旨が不明確または不明な場合
- 公序良俗に反すると認められる場合
- 営利又は営業を目的とすると認められる場合
- 政治活動又は宗教活動に関するものと認められる場合
- 特定の個人又は団体を誹謗中傷していると認められる場合
- 市の業務に直接かかわりがないと認められる場合
- その他不相当と認められる場合